



2024年3月7日
第十一管区海上保安本部
沖縄電力株式会社

第十一管区海上保安本部と沖縄電力株式会社の 「災害時における相互協力に関する協定」の締結について

第十一管区海上保安本部（以下、「十一海保」）と沖縄電力株式会社（以下、「沖縄電力」）は、本日、災害時における救助活動や復旧活動の迅速化を目的として、相互協力を連携して行う事を定めた「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。

本協定の締結により、十一海保及び沖縄電力には、いわゆる「顔の見える関係」が構築されることになり、平時から互いの連絡体制が確立され、また、定期的な訓練を通じて連携強化も図ることとしております。

こうした連携強化を図りつつ、ひとたび災害が発生した際には、十一海保は保有する巡視船・航空機で沖縄電力の復旧作業に必要な人員及び資機材を輸送し、一方、沖縄電力は十一海保の救助や救援活動に必要な施設へ電力を供給するなど相互に協力することとしており、これにより、迅速な復旧作業や救助活動等が可能となります。

十一海保及び沖縄電力は本協定の締結を通じ、より一層の連携強化を図り、「県民の皆様の安全・安心を守る」という社会的責任を果たしてまいります。

添付資料：第十一管区海上保安本部・沖縄電力株式会社「災害時における相互協力に関する協定」

以上

第十一管区海上保安本部・沖縄電力株式会社 「災害時における相互協力に関する協定」



「災害時における相互協力に関する協定」の概要

平時

連絡体制の確立・情報共有
定期的な訓練・会議の実施



第十一管区
海上保安本部

災害発生時

復旧作業に必要な
人員及び資機材の輸送

災害応急活動（救助活動、人員輸送等）
に必要な施設への電力の供給



沖縄電力
株式会社

災害時における救援活動や復旧作業の迅速化

過去事例

昨年8月に発生した台風6号の影響により、停電が長期化した際、復旧作業のため沖縄電力の復旧作業員5名を、那覇航空基地所属のヘリコプターにより、那覇空港から渡嘉敷島へ輸送した。

